

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の届出について

令和元年 10 月より介護職員等特定処遇改善加算が創設されることとなりました。

令和元年度の介護職員等特定処遇改善加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、内容を確認のうえ、介護職員等特定処遇改善計画書の提出をお願いします。

また、年度の途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに提出してください。

【関係資料】

- 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び「2019 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) (平成 31 年 4 月 12 日)」の送付について
- 「2019 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 2) (令和元年 7 月 23 日)」の送付について

【提出期限】

令和元年 8 月 30 日 (金) (必着)

【提出書類】

- 介護職員等特定処遇改善計画書 一式
 - ①連絡票 ②別紙 1 ③別紙様式 2 ④添付書類 1～3

【特別な事情に係る届出書】

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には届出が必要です。

なお、年度を越えて職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の加算取得の届出をする際に再度届出が必要です。

- 別紙様式 4 (特別な事情に係る届出書)

【変更届出】

既に加算の算定を受けている事業者で、以下のような変更が生じた場合には変更届出の提出が必要です。

1. 会社法による吸収合併等により、介護職員等特定処遇計画書の作成単位が変更となる場合
2. 法人一括で届出を行った事業所において、新規指定、廃止等の理由により、事業所の増減があった場合
3. 就業規則を改正（介護職員の処遇の改善に関する内容に限る）した場合
4. 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更

更が生じる場合

○介護職員等特定処遇改善加算変更届

【提出先】

〒859-1492

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 番地 島原市役所有明庁舎 3 階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 宛

※郵送または直接持参により介護保険課へご提出ください。

※郵送の場合は、封筒に「特定処遇加算関係書類 在中」とご記入ください。